

“介護保険”と 所得税の確定申告・村県民税の申告

～介護保険料や介護サービスを利用した際にかかる費用等の一部は、所得控除の対象です～

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

介護保険料(1月～12月の1年間分)は、「社会保険料控除」に！

次の書類を提出することによって、社会保険料控除の対象となります。

- ▶ **普通徴収の方** 窓口支払いの方は領収書。口座振替の方は役場収納課で無料で発行する納付額証明書。
- ▶ **特別徴収(年金天引き)の方** 年金の源泉徴収票。(令和4年1月下旬に年金支給先から郵送)

要介護認定による障害者認定で、「障害者控除」を！

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちでない場合でも、要介護認定により、障害者(重度)に準ずる高齢者の方は障害者控除を受けることができます。この場合、要介護認定を受けた際の調査記録により障害者控除を受けるための認定書を発行しますので、詳しくは役場福祉介護課へお問い合わせください。

おむつ代金は、「医療費控除」に！

医師が発行した「おむつ使用証明書」と領収書を提出することにより、医療費控除の対象となります。

◇次のすべての要件に該当する方については、村が発行する「確認書(無料)」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

- ・おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降。
- ・要介護認定を受けている。
- ・要介護認定で使用された主治医意見書の作成日が、おむつを使用した当該年(認定期間が13カ月以上の人は前年または前々年)であること。
- ・要介護認定で使用された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が『B1、B2、C1またはC2』と記載されていて、なおかつ「尿失禁の発生可能性が『あり』」であること。



介護保険サービス利用料も、「医療費控除」に！

介護サービスや介護予防サービスを利用したときの自己負担額は、その一部または全額が医療費控除の対象となる場合があります。なお、医療費控除を受ける際には、事業者発行の領収書が必要になります。

	対象となるサービス	医療費控除の対象になる額
居宅サービス	★訪問看護、★訪問リハビリテーション、★居宅療養管理指導、★通所リハビリテーション(デイケア)	・自己負担額(※1) ※通所リハビリテーションの食費も控除対象
	★短期入所療養介護(ショートステイ)	・自己負担額(※1) ・滞在費(居住費)および食費の全額
	訪問介護(生活援助中心型を除く)、訪問入浴介護、通所介護(デイサービス)、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護(ショートステイ)、地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く)、地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く)	★のいずれかと併せて利用した場合のみ ・自己負担額(※1) ・滞在費(居住費)および食費は対象外
施設サービス	介護老人保健施設(老人保健施設)、 介護療養型医療施設(療養病床等)、介護医療院	・自己負担額(※1) ・滞在費(居住費)および食費の全額
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 地域密着型介護老人福祉施設	・自己負担額(※1)と、滞在費(居住費)および食費の合計の2分の1

※1…介護サービス費用の1割(一定以上の所得がある方は2割または3割)

※認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は医療費控除の対象とはなりません。

※高額介護サービス費により補填された分は、医療費控除の対象とはなりません。

※すべての介護保険サービスについて、特別な居住費、特別な食費は医療費控除の対象とはなりません。